

大口町環境と安全に配慮した農業推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 農業の物質循環機能を生かしながら、化学肥料、農薬等の使用による環境への影響をできる限り軽減し、農産物の安全確保と生産性の維持・向上が調和した環境と安全に配慮した農業を推進するため、大口町環境と安全に配慮した農業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進方針の策定に関すること。
- (2) 農業者、消費者への意識啓発に関すること。
- (3) 堆きゅう肥の利用促進に関すること。
- (4) 施肥体系の確立及び普及に関すること。
- (5) 農業用使用済プラスチックの処理及び対策に関すること。
- (6) その他環境と安全に配慮した農業の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者から10名以内をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 大口町職員
- (2) 愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課職員
- (3) 愛知北農業協同組合職員
- (4) 大口町農業委員会委員
- (5) 町内農業者代表
- (6) 町内消費者団体代表
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、大口町職員をもって充て、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長があらかじめ指名するものとし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、産業建設部環境経済課において処理する。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則（平成13年1月31日大口町告示第5号）

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則（平成14年11月1日大口町告示第93号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町環境保全型農業推進協議会設置要綱は、平成14年11月1日から適用する。

附 則（平成20年11月13日大口町告示第93号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日大口町告示第63号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日大口町告示第37号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第43号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。